

香川県移住者起業支援補助金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日 30 地域第 2795 号

香川県移住者起業支援補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 県は、本県への移住の促進を図るため、県外から移住し、かつ、起業する者に対し、予算の範囲内において香川県移住者起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住者 県外から本県に、進学、転勤以外の目的で住民票を移動させた者をいう。

(2) 起業 次の各号に定める事業を新たに開始することをいう。

ア 個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により行う事業

イ 個人が新たに会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）、企業組合又は特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となる者が行う事業

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、移住者で、次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。ただし、知事が特に認める者は、この限りでない。

(1) 起業後、概ね5年以上県内に定住する意志を持っていると認められること。

(2) 住民票を移動した日が、第6条第1項の起業計画書の提出の日から起算して3年を経過していない、又は地域おこし協力隊として県内市町等から委嘱を受け、一定期間地域協力活動に従事している、若しくは従事したことがあり、住民票を移動した日が、第6条第1項の起業計画書の提出の日から起算して5年を経過していないこと。

(3) 県内に事務所、店舗、工場等の事業所を設置し、又は設置しようとしていること。

(4) 補助金の交付の決定の日から、当該年度の3月末日までに、起業及び実質的な事業開始が行えること。

(5) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある起業を行うこと。

(6) 県税の滞納及び県に対する債務のないこと。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和38年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者

(3) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有する者

(4) その他知事が適切でない判断する事業を実施しようとする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第1項に規定する補助対象者が起業する際に必要な経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 施設、機械設備又は工具器具の購入、賃借又は修繕に係る経費

(2) ホームページの作成、ポスター・チラシ作成等その他の広告宣伝に係る経費

(補助金額)

第5条 補助金額は、前条に係る経費の実支出額（総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額）と100万円とを比較して少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(起業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期間内に、起業計画書（様式第1号）に知事が必要と認める書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

2 起業計画書の作成に当たっては、公益財団法人かがわ産業支援財団等の起業相談を経て作成するよう努めるものとする。

(計画の承認)

第7条 知事は、前条第1項の起業計画書の提出があったときは、知事が別に定める審査会において、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、移住者起業支援補助金交付申請書（様式第2号）に知事が必要と認める書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、香川県移住者起業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容の変更等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第4号）に知事が必要と認める書類等を添えて、知事に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

(1) 補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき（補助事業の達成に支障をきたすことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。）。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助事業の遂行が困難になったとき。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。

(3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、移住者起業支援補助金実績報告書(様式第5号、以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、移住者起業支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による現地調査は、補助事業者の立会いの下に行うこととし、補助事業者は特段の事情のない限り協力しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 知事は、前条第1項の規定に基づく補助金の額の確定を行ったのちに、原則精算払により補助金を交付するものとする。

(重複交付の禁止)

第16条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

(財産の管理及び処分制限)

第17条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得等財産」という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械装置、工具器具又は構築物とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間において、処分を制限された取得等財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得等財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から5年間、保存しなければならない。

(補助金に係る消費税等の仕入控除に関する報告等)

第19条 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(状況報告、検査及び指示)

第20条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業に関し報告をさせ、又はその職員に書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に廃止前の香川県移住者起業支援補助金交付要綱(平成27年6月1日制定)第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者に係る廃止前の同要綱第14条の規定による報告、検査又は指示については、なお従前の例による。

(香川県移住者起業支援補助金交付要綱の廃止)

3 香川県移住者起業支援補助金交付要綱(平成27年6月1日制定)は、廃止する。